

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和4年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりである。 1. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費、自立支援医療費、補装具費の支給など自立支援給付に関する事務 2. 地域生活支援事業の実施に関する事務 3. 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、肢体不自由児通所医療費の支給など児童福祉法による給付に関する事務 4. 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 5. 特別障害者手当等の支給に関する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 8、12、34、47、84の各項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2の各号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12、20、53、67、68、69、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 社会福祉課 TEL 0791-43-6833

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 16, 26, 56の2, 57, 87, 116の各項 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 10, 11, 16, 20, 53, 67, 68, 69, 10 8, 109, 110の各項	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 8, 11, 12, 15, 16, 19, 20, 26、 56の2, 57, 87, 116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第 7号) 第7条、第10条、第10条の2、第11条の2、 第12条、第13条の2、第14条、第19条、 第30条、第31条、第44条、第55条、 第59条の2の各条 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 10, 11, 12, 20, 53, 67, 68, 108、 109, 110の各項 (2) 番号法別表第二省令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、 第27条、第38条、第38条の2、第55条、 第55条の2、第55条の3の各条	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 松本 久典	社会福祉課長	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりである。</p> <p>1. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費、自立支援医療費、補装具費支給など自立支援給付に関する事務</p> <p>2. 地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>3. 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給など児童福祉法による給付に関する事務</p> <p>4. 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>5. 特別障害者手当等の支給に関する事務</p>	<p>当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおりである。</p> <p>1. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費、自立支援医療費、補装具費の支給など自立支援給付に関する事務</p> <p>2. 地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>3. 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、肢体不自由児通所医療費の支給など児童福祉法による給付に関する事務</p> <p>4. 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>5. 特別障害者手当等の支給に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二8、11、12、15、16、19、20、26、56の2、57、87、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の各条 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二10、11、12、20、53、67、68、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二8、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の各号 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二10、11、12、20、53、67、68、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各号	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 8、11、12、15、16、19、20、26、53、56 の2、57、87、108、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の各号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第1項第7号 別表第二 10、11、12、20、53、67、68、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各号	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 8、11、12、15、16、19、20、26、53、56 の2、57、87、108、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2の各号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12、20、53、67、68、69、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各号	事後	番号法第19条の号ずれに関する変更は、令和3年9月1日施行の法改正に伴うものである。
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 8、11、12、15、16、19、20、26、53、56 の2、57、87、108、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2の各号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12、20、53、67、68、69、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各号	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2の各号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12、20、53、67、68、69、108、109、110の各項 (2) 番号法別表第二省令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3の各号	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	